

機関番号：14301
 研究種目：基盤研究（B）
 研究期間：2008 ～ 2010
 課題番号：20330002
 研究課題名（和文） 公証人制度の比較法的再定位 — 法律専門職の過去・現在・未来 —
 研究課題名（英文） Reorientation of Notary-system from legal comparative point of view - the past, present and future of legal profession
 研究代表者
 林 信夫 (HAYASHI NOBUO)
 京都大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：40004171

研究成果の概要（和文）：

本研究の成果は以下の通りである。歴史的には、公証人出現の経緯の1は、既存法制度の機能不全である。比較法的には、法律関係形成における意思の尊重は、証書の作成とそれに関与する公証人により実質的に支えられている点で大陸諸国は共通する。この点、わが国では、法律関係形成における意思の尊重を担保するしくみが整っていない。今後は、わが国においても、法律関係形成における書面作成の意義および、法律専門職の書面作成への関与のありかたを研究することが必要である。

研究成果の概要（英文）：

The results of this project are as follows: Emergence of profession administering official records is triggered by various factors, especially by the fact that existing legal institutions are out of function. Tight correlation has been found between the respect for intention of parties in (re-) establishing legal relationship and the requirement of notary deeds and other instruments in the continental legal systems. The Japanese system lacks an institution that ensures that the intentions of parties are reflected in legal relationship to be established. It will be necessary to reexamine the significance of document drafting process in the establishment of legal relationship and the role of legal professions therein.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	6,500,000	1,950,000	8,450,000
2009年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
2010年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
年度			
年度			
総計	15,300,000	4,590,000	19,890,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：公証人、法曹、法曹養成、私的自治、法移植

1. 研究開始当初の背景

近年、内容の複雑な取引や高額取引、リスクの大きな取引に普通の人々が関わることが多くなった。そのため、プロどうしなら問題にならない、当事者の真意に基づく取引

を確保し、能力不足の者を保護するための法的基盤の整備が強く求められている。その1つの方策として有力なのは、取引過程に法律専門職を介在させ、取引過程の適正化を図ることである。しかし、弁護士や司法書士が上

記の役割に適任であるかには、疑問がある。ここで求められるのは、当事者の一方の側に立つのではなく、中立・公正な立場で取引に関与する者であるところ、弁護士や司法書士は、当事者の一方の代理を基本的な職務とする者だからである。

ここで、大陸法諸国に目を転じれば、上記の要請に応えるために、わが国よりも実効的な法制度が整備されているように見受けられる。この違いの大きな原因の一つになっていると思われるのが、公証人制度の充実度の違いである。わが国が、公証人制度をも大陸法から継受したことに鑑みれば、公証人制度について比較法的に研究する必要性が認められる。

2. 研究の目的

本研究においては、第1に、共時的分析として、現代社会における公証人制度について、大陸法諸国において公証人が担っている役割と、公証人の資格・養成制度の設計状況を明らかにする。また、それら諸国との比較を通して、わが国の公証人制度の特質を明らかにする。この検討は、現在法律専門職の関与が強く求められつつある、不動産取引と財産管理、会社の設立にとくに焦点を当てて行う。

第2に、各国における公証人制度の異同が生じた理由を、その歴史的な背景に立ち返って通時的に探り、ひいては公証人制度が裁判制度や取引社会において普遍的な存在意義を有するか否かを検証する。

第3に、わが国において公証人制度が十分機能していない理由が法継受に由来するのか、わが国の社会構造に由来するのかを、日本法制史及びアジア史における類似の制度の調査を通じて検証する。

第4に、以上を踏まえて、現在のわが国取引社会において公証人に望まれる役割と、それに相応しい公証人の資格・養成制度のあり方を明らかにする。また、仮に、わが国に特有の事情により、諸外国において公証人が果たしている役割をわが国の公証人に期待できないならば、それを補うどのような制度設計が可能であるかを明らかにする。

3. 研究の方法

第1に、歴史的研究としては、ローマ法のほか、公証制度がわが国の民事法分野で果たしている役割は大陸法諸国と彼我の差があることから、その由来を探るため、法の継受についても歴史研究を行った。さらに、東アジアにおける位置づけという観点から中国法制史についても研究を進めた。

第2に、比較法的研究は、イタリア、フランス、ドイツに重点をおいた。これらの国において、公証人制度が発達し、独自の展開を見せていることから、これら三国の公証人制

度との比較にとくに意義があるからである。

以上と並行して、第3に、わが国において公証人制度に本来期待されるべき機能と、それに照らした現状の問題点の把握、比較法的研究・歴史的研究を踏まえた将来の制度設計について検討を行った。

4. 研究成果

(1) 歴史的 — ①ヨーロッパ地域 — notarius と表記される者が真の公証人となるのは中世以降である、また紀元後6世紀のユスティニアヌス帝の立法によって規律された文書作成者も公証人ではないと、一般的に言われてきた。たしかに notarius という術語にだけ着目して史料を検討すると、『学説彙纂』第29巻第1章第40節首項に現れるように、notarius はむしろ速記係を意味していたというだけでなく、紀元後3世紀頃までの史料においては広く文書作成者による作成書面も証拠能力の点で他の証拠と比較して高いことが示されていない。しかし、4世紀以降、書面の持つ意義が税制との関わりで向上し、他方で官僚機構における文書担当者の地位の重要性の認識と向上がみられる中で、5世紀の立法により文書作成者による書面は、「公に作成された文書」と同値されるに至り、証明力の高さに加え、質権については執行条項が含まれる場合には自力執行が承認された可能性を含んでいる。この背後にあるのは、「司教の聴聞」制度の浮上に現れるように、古代後期ローマ社会における裁判制度の一部機能不全である（下記14所引林論文）。かくして、従来の公証人制度の成立過程を見直す可能性があることが明らかである。

②アジア地域 — 西洋社会における公証人とその歴史的形成を一方において、その対応物を伝統中国社会の中に探ろうとする時、おそらく論じ方は二つある。

第一、公証ということ、広く契約の公証力を高めること全般を考えるなら、勿論、中国にもその対応物はある。狭くは宋代（十世紀）以降、より広くは秦漢帝国の成立（紀元前三世紀）以降、中国の民間秩序は基本的に市場の交渉を通じて、またそれゆえ契約関係によって作られている。土地は自由に売買され、代価と交換に売主が立てて交わす「売契」がその後の買主の日々の土地経営の正当性根拠となる。専門の「中人」が公平な第三者として売買の斡旋と契約交渉を見守り、またその交換が自由意志に基づいて公正に行われたこと、その文書が疑文書でないことを証すために、契約現場には多数の売主の親属隣人が呼び集められて立ち会い、契約文書末尾に連署した。売買以外にも家産分割、協同経営体の設立、近隣住民間の規約の定立といっ

たことも契約文書の締結の形で行われ、そこにも多数の関係者が立ち会った。そして官憲も、契約税の徴収に際して、当該契約文書上の重要箇所には公印を押印する仕方で、契約文書の真正性を間接的に証す手助けをした。伝統中国では公証機能が社会の中に溢れており、国家や中人といった専門の主体を含みつつも、基本的には社会成員の誰もが立会人として契約に参加し、お互いに公証サービスを提供しあっていた。これが一つの中国公証史像になる。

第二。それに対して、公証人の役割の中核を公正証書の作成に置く場合には、その対応物を中国社会の中に求めることは難しい。というのも上述のとおり伝統中国社会では民間の生産関係・社会的互助関係の大半は民相互の市場的交渉を通じて「契約的」に作られ、また国家の裁判所がそうして民間で繰り返す「契約」紛争を積極的に受け付けて解決に励んでいたが、しかしその解決は、その契約の百分実現それ自体を価値としては営まれなかった。大切なことは紛争が起こっている現時点において、両当事者の間に適切な社会関係を再構築することである。契約文書は、両当事者の人間関係が現在に至る重要な経緯の一つとして精査されるが、それは過去の約束であり、それが果たせずに現在の紛争が起こってしまっている以上、その実現に過度に拘泥することは却って紛争をこじらせるだけのことである。それゆえ時には裁判が再契約や新規契約締結の場になる（寺田「合意と契約——中国近世における「契約」を手掛かりに」、三浦徹・関本照夫・岸本美緒編『比較史のアジア——所有・契約・市場・公正』イスラーム地域研究叢書④、東京大学出版会、2004年2月、89～112頁を参照）。

つまりそこには抗事実的な・時間を超えて硬く実現を保証されるべき契約という考え方、およびそれに基づく裁判制度自体が無い。当然、約束全般からそうした「契約」を分かたための特殊な制度や儀礼が発達することもないし、またそうした特殊な「契約」の範疇が無い以上は、その管理人としての公証人が現れることもないし、またその公証人の下で作られた契約が最初から債務名義として判決に代替するといった展開が現れるべくもない。言葉を換えて言えば、伝統中国でも確かに公証類似の作業はあり、またそれによって合意の事実はいずれ明確に証されるようになるのだが、しかしそれを通じてその合意が質的な変容を蒙る（単なる口約束とは異なる神聖な「契約」になる）という事態は起こらない。

日本における公証人に関する立法の嚆矢は明治19（1886）年法律第2号「公証人規則」である（これは、明治19年「公文式」公布後の第2の「法律」であり、法律第1号が「登

記法」である）。

同法の成立過程については、日本公証人連合会編集の『日本公証制度沿革史』（1968年）にも十分な記述がなく、なお多くの考察の余地を残している。ここでは、この点に関し若干の考証を行う。

公証人制度の紹介に関しては、明治10（1877）年までに司法省において、ジョルジュ・ブスケとボワソナードがそれぞれ、1803年のフランス公証人法を基礎に「ノテール」・「身分証書取扱人『ノーテール』」に関する解説を行い、一方、太政官正院法制課では、フルベッキ（ヴァーベック）が、明治6（1873）年末から7年初めにかけて、1842年のオランダ公証人法を中心とする解説を行った。

明治9（1876）年8月、横浜在住のオランダ人、アダム・ラパールが「公証人・領事事務・商法そのほか」に関する顧問として司法省雇い入れとなった。今日まで、先行研究によってもラパールの経歴の詳細は明らかにできていない。しかしこのラパールが、フランス・オランダの公証人法制を斟酌して公証人規則の原案起草にあたった。日本人の協力者としては松下直美がおり、さらに直接の立法担当者としては長森敬斐（1833～1902）が任ぜられて、明治10年末までに「公証人規則草按」が作成された。

公証人規則草按は、一般にフランスとオランダの公証人規則の折衷と理解されているが、もともと二つのモデル法の内容に大きな懸隔はない。ただし草按は、フランス公証人法制の内容の重要部分を占める公証人団体の団体規律に関する諸規定を欠いている。資格要件として試験制を導入し（フランスでは見習期間を経て資格認定）、職務違背に対する罰則規定を強化している点では、オランダ法制の影響が看取できる。

この草按が修正されたものが、明治14年11月に元老院会議の審議に付された「公証人規則布告案」だと考えられる。この布告案には、「時期尚早」との意見も出され、参事院・法制局で審議・調査を重ねたうえ、明治18（1885）年の内閣制度成立とともに、いったん内閣に奉還される。そして明治19（1886）年7月10日、伊藤首相よりあらためて元老院に議案回付がなされ、今回は速やかに審議を終えて同年8月11日の「公証人規則」公布となったのであった。同法は、意識的にドイツの公証人法制をモデルに採用した明治41年法律第53号「公証人法」が制定されるまで、日本における公証人制度の基本法となった。

このように十余年の年月をかけて導入された公証人法制は、法規定そのものとしてはよくヨーロッパの母法を咀嚼したものとなっているといえようが、問題はむしろ、公証

人の社会的機能についての了解や、その活動を可能にする社会的条件を創出するまでに、制度導入にかかる時間は十分でなかったであろう、ということである。早期的に導入された公証人法制のその後の展開を見るには、それを受容する社会の側からの視点が必要になる。この点については、さらに今後の考察を俟ちたい。

(2) 比較法的 — ①フランス — 公証人は、不動産売買に典型的に見られるように、契約の準備段階から関与し、当事者が自己の目的に適った契約を有効に締結できるよう、必要な助言と助力を行う。契約に関する行政上の多くの複雑な規律が存在する今日、契約の締結過程における公証人の助言・助力は、不動産取引に限らず、その重要性を増している。

ところで、契約の締結に関わる専門職として、フランスには、他にも、弁護士や会計士などいくつかの専門職がある。そのなかで、20世紀末以降、公証人の役割について再検討が進んでいる。その議論を研究する中で、現在、公証人職と弁護士職との関係は、伝統的に理解されていた対立的構図に解消されない、より複雑なものになっていることが明らかになった。たとえば、公証人が証書の作成に際して負う義務についても、公証人に固有の義務と、弁護士も含め、証書の作成に関与する専門家に共通する義務とが存在しうることが指摘されている。また、公証人の職務自体も、公吏であることに由来するものとそうでないものがある。そして、契約の締結に法的専門職が関与することにより、契約に関する紛争の予防を実現させようとする場合に、2つのモデルが存在しうることがわかった。その1つは、弁護士であろうと公証人であろうと、おかれた状況によって共通の役割を設定するモデルであり、もう1つは、専門職ごとに役割を固定するモデルである。第3に、契約の締結に関与する専門家として、弁護士にも公証人と同じく、証書の有効性と実効性を確保する義務が課されていることが注目される。

フランスにおける公証人職と弁護士職との対比は、わが国における、法律専門職による契約への関与のあり方として参考になる。とくに、法律専門職の果たす役割およびそれに伴う義務が、その職務から導かれるだけではなく、そのおかれた状況によって決まる場合があることは、今後、わが国の法律専門職の関与へのありかたを検討するに際して重要である。このような考え方は、専門家が、依頼者との契約関係とは別に、専門家としての地位に基づき、局面に応じて異なる義務を負う可能性を示唆する。

②ドイツ — 株式会社の株主総会実務を例にとり、ドイツとの比較においてわが国の公証人制度のさらなる活用の可能性を探ってみる。

日本の会社法において公証人が果たす役割は、会社の設立段階において、原始定款を認証することに限られる(会社30条)。会社の成立後に行われる定款変更には、公証人の認証は不要である。それ以外の場面において、公正証書の作成または公証人による認証が義務づけられている場面はない。任意で、各種の議事録を認証してもらうことは可能であるが、義務づけられてはいない。

ドイツの株式会社(AG)においては、公証人は、設立時の原始定款の作成(株式法23条1項1文)だけでなく、成立後の株主総会および定款変更にも関与する。具体的には、株主総会の決議は、原則として公正証書に作成されなければならない(株式法130条1項1文)。ただし、近時の改正により、上場していない株式会社においては、法律によって特別決議が必要とされている場合を除いて、議事録に監査役会の議長が署名をすることで足りるとされる(同項3文)。これらの議事録の謄本は、商業登記の対象となり(同条5項)、正本は公証人の手元に置かれる。会社成立後の定款変更は、ドイツにおいても、株主総会の特別決議事項であるため(株式法179条1項・2項)、会社の上場・非上場を問わず、定款変更決議は公正証書に作成される。

ドイツにおいては上場会社の株主総会においては、かならず公証人が出席し、その審議の様子を記録することになる。実際には(ドイツにおける公証人へのインタビューによる)、公証人は株主総会に先立ち、会社の役員と会合をもち、株主総会の運営方法、説明事項、報告事項、決議事項等について情報提供を受け、またこれらにつき助言を与える。また株主総会の会場の仕様や事前にマイクや電子機器の状態をチェックし、株主総会の運営方法の適法性確保に努める。一方、弁護士は、いわゆるバック・オフィスを構え、当日の株主からの質問に対して役員が回答する際に、役員に対して助言を与える。すなわち、株主総会の運営の適法性確保は、主に公証人に委ねられ、弁護士は、役員に対する助言・サポートを行う、という役割分担が存在する。

日本において、株主総会の適正な運営確保のための業務は、会社の法務部・総務部と顧問弁護士が行う。違法または不公正な運営に基づいて決議がなされた場合、決議の取消事由に該当することになるため(会社831条1項1号)、最終的には裁判所による事後の監視が確保されている。また、我が国においては、企業実務にかかる裁判例は、下級審のものであったとしても、全国の上場会社の実務

に大きな影響を有している。

とはいえ、裁判所において争われる事案は限られており、また経営の機動性に鑑みれば、制度設計においては、裁判による解決に依存しない予防法学的な視点が重視されるべきである。とりわけ、企業の顧問弁護士と会社役員との指揮命令系統下にある総務部・法務部に株主総会の適正な運営確保が委ねられるわが国の株主総会実務には、会社の経営者に有利な株主総会実務の形成を招く可能性が高い（例えば、株主に対して十分な質問の機会が与えられないなど）という問題点がある。中立な公証人による株主総会の運営の監視は、このような問題に対する一つの解決策を提示するものといえよう。

しかし、現在までのところ、わが国の公証人には、事実関係の確認を超えて、複雑な法的判断に基づき、紛争を事前に予防するよう積極的に（proactive）行動することまでは、期待されていないように思われる。そして、我が国における公証人の登用制度および養成制度の欠如に照らせば、公証人に期待する役割は事実関係の確認（およびそれに伴う文書の保存、適法性の受動的な監視）にとどめることが望ましい。

(3) 展望 — 以上から、わが国が法継受した大陸法諸国において、公証人が果たしている紛争予防機能を、歴史的・比較法的観点から研究することにより、わが国において公証人職を再定位しようとしたものである。付言すれば、この研究において①大陸法諸国では、公正証書の作成が法律関係の有効な成立又は第三者対抗要件の前提として求められる場合がわが国と比較して多く、法律関係の形成における意思の重視と証書の要求とが密接な関係にあること、②法律関係の形成における公証人の関与の仕方は様々であり、スペインではわが国同様に証書の有効な作成に限定されるが、フランスでは契約の交渉段階から公証人が当事者に助言し、法律関係の内容形成を支援していること、③これは公証人が弁護士に類似の役割を担うものといえるが、フランスでは、弁護士が1人で契約の内容形成及び契約書に作成に関わるときには、依頼者だけでなく相手方の利益も顧慮しなければならないとするのが判例であり、法律専門職の職域が流動化しているとともに、法律専門職の書面作成への関与による契約内容の適正化の担保が実質化されていることなど、書面書作成・保存を専門とする公証人のあり方を他の法律専門職との関係において捉え直すことで、法律関係形成の場面における書面制度の上記問題性が浮き彫りになった。

その問題性に照らし、書面制度の目的、機能、実相の解明と、法律関係の内容の適正化

を目的とする法律関係形成段階における法律専門職等の関与の可能性とあり方、法律専門職の職務の見直しを明らかにすべく、平成23年度基盤研究（B）「私法関係の形成における書面の機能と法律専門職の現代的役割」（～平成25年度）を申請し、さらに検討を進める所存である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計23件）

- ① 林信夫、『勅法彙纂』第8巻第17章第11法文について — 「公証人」の生成過程解明のために —、『立命館法学』、査読なし、333・334号、2011年、1134～1156頁
- ② 寺田浩明、自理と上申の間——清代州県レベルにおける命案処理の実態、夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』（京都大学学術出版会）、査読なし、2011年、427～477頁
- ③（書評）寺田浩明、小川快之著『伝統中国の法と秩序——地域社会の視点から』、『法制史研究』、査読あり、60号、2011年、222～227頁
- ④ 寺田浩明（阮雲星訳）、拥挤列车模式：明清时期的社会认识和秩序建构、『清华法学』、査読あり、第四卷（総第22期）2010年第6号、2011年、166～174頁
- ⑤ 寺田浩明、中国伝統法における法解釈のあり方、『社会体制と法』、査読なし、11号、2010年、2～16頁
- ⑥ 横山美夏、フランスにおける公証人制度の最近の動向、『民事研修』、査読なし、641号、2010年、2-15頁
- ⑦ 横山美夏、民法改正と消費者法、別冊ジュリスト、査読なし、200号、2010年、59頁
- ⑧（共訳）京都大学ローマ法研究会（林信夫ほか）、学説彙纂第四三巻第一章邦訳、法学論叢、査読なし、167巻6号、2010年、110～123頁
- ⑨ 齊藤真紀、代表取締役の対外的行為が取締役会決議を欠くために無効であると主張しうる者、私法判例リマークス、査読なし、41号（2010年〔下〕）、2010年、82頁～85頁
- ⑩ 寺田浩明（曹陽訳・陳新宇校）、清代刑事審判中律例作用的再考察——關於実定法的「非規則」形態、（張世明・歩徳茂・娜鶴雅主編『世界学者論中国伝統法律文化（1644～1911）』（法律出版社）、査読なし、2009年、80～113頁
- ⑪ 寺田浩明（陳宛好訳）、清代州縣档案中の命案處理實態——從「巴県档案（同治）」命案部分談起、臺灣大学『臺灣東亜文明研

- 究學刊』、査読なし、第6巻第2期、2009年、247～269頁
- ⑫横山美夏、民法(債権法)改正と消費者法、『月刊司法書士』、査読なし、454号、2009年、2頁～10頁
- ⑬山本敬三・磯村保・横山美夏ほか、『債権法改正の基本方針』のポイント—企業法務における関心事を中心に(4)民法(債権法)改正検討委員会・第2準備会 法律行為、約款・消費者契約、契約の成立、売買(上)(下)、NBL、査読なし、910号、2009年、24頁～36頁、911号、2009年、86頁～92頁
- ⑭山本克己、更生計画による新会社の設立、青山善充先生古稀祝賀論文集『民事手続法理論の新たな地平』(有斐閣)、査読なし、2009年、939-960頁
- ⑮齊藤真紀、株主様と私、『法学教室』、査読なし、346号、2009年、33頁-41頁
- ⑯齊藤真紀、重要な業務執行にかかる取締役会決議を欠く取引の効力および代表取締役の対会社責任、『商事法務』、査読なし、1881号(11月15日号)、2009年、44頁～49頁
- ⑰京都大学ローマ法研究会(林信夫ほか)、(共訳)学説彙纂第50巻第1章邦訳(二)・完、『法学論叢』、査読なし、165巻1号、2009年
- ⑱寺田浩明、伝統中国法の全体像——「非ルールのな法」というコンセプト、早稲田大学比較法研究所編『比較と歴史の中の日本法学——比較法学への日本からの発信』(成文堂)、査読なし、2008年、576～602頁
- ⑲寺田浩明(魏敏訳)、「非規則型法」之概念——以清代中国法為素材、中國法制史学会・中央研究院歴史語言研究所主編『法制史研究』、査読なし、第12期、2007年(2008年)、81～124頁
- ⑳横山美夏、遺留分減殺請求の効果、岡部喜代子・伊藤昌司編『新家族法大系第4巻—遺言・遺留分』(新日本法規出版)、査読なし、2008年、421-439頁
- ㉑横山美夏、中国物権変動法制立法のあり方—渠濤教授の報告に寄せて、『ジュリスト』、査読なし、1357号、2008年、150～152頁
- ㉒佐久間毅、非営利法人法のいま、『法律時報』、査読なし、80巻11号、2008年、12-17頁
- ㉓佐久間毅、信託管理人、信託監督人、受益者代理人に関する諸問題、『信託』、査読なし、234号、2008年、17-33頁

[学会発表] (計3件)

- ①林信夫、講演、古代・中世の著作物にみる「体系」、国際高等研究所・研究プロジェクト

クト、2009年9月26日、国際高等研究所(木津川市)

- ②横山美夏、招待講演、“Droit des «biens» en droit japonais sans notion juridique de biens”、国際連続シンポジウム「21世紀の所有モデル—第8回・総括」、2009年12月10日、フランス共和国ボワティエ大学法学部
- ③横山美夏、パネルディスカッションパネラー、「土地の利用と持続可能な発展」国際シンポジウム「土地とその利用へのアクセス」、2009年6月8日、フランス共和国ナント市国際会議場

[図書] (計3件)

- ①山中永之佑・藤原明久・中尾敏充、伊藤孝夫、法律文化社、日本現代法史論、2010年、313頁
- ②浅古弘、伊藤孝夫、植田信廣、神保文夫、青林書院、日本法制史、2010年、458頁
- ③柴田光蔵、林信夫、佐々木健、慈学社、(共訳編)ラテン語法格言辞典、2010年、408頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

林 信夫 (HAYASHI NOBUO)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：40004171

(2) 研究分担者

- 寺田 弘明 (TERADA HIROAKI)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60114568
- 山本 克己 (YAMAMOTO KATSUMI)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20191398
- 伊藤 孝夫 (ITO TAKAO)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50213046
- 横山 美夏 (YOKOYAMA MIKA)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80200921
- 佐久間 毅 (SAKUMA TAKESHI)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80215673
- 齊藤 真紀 (SAITO MAKI)
京都大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：60324597

(3) 連携研究者

該当者なし